

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改訂案（令和 4 年 5 月 30 日）（新旧対照表）

改定前	改定案
<p data-bbox="255 432 1070 512">岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p data-bbox="237 576 1086 655">一 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p data-bbox="255 671 521 703">（１）感染防止策</p> <p data-bbox="275 719 873 751">１）岩手緊急事態宣言の発出及び解除</p> <p data-bbox="304 767 1086 943">岩手県における新たなレベル分類の判断基準については、別表のとおりとし、県は、感染拡大期においてはレベル 3 に至らないようにすることを目的として、岩手緊急事態宣言を発出する。</p> <p data-bbox="293 1007 819 1038">（岩手緊急事態宣言発出の考え方）</p> <p data-bbox="300 1054 1086 1230">県内において、感染拡大の傾向があると認められる以下の場合に、医療提供体制やクラスターの発生状況等を踏まえて、県対策本部長が総合的に判断する。</p> <ul data-bbox="315 1246 1086 1326" style="list-style-type: none"> ・ 県内の直近 1 週間の対人口 10 万人当たりの新規感染者数が、15 人を越えた場合 	<p data-bbox="1128 432 1944 512">岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p data-bbox="1111 576 1960 655">一 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針</p> <p data-bbox="1128 671 1395 703">（１）感染防止策</p> <p data-bbox="1149 719 1747 751">１）岩手緊急事態宣言の発出及び解除</p> <p data-bbox="1178 767 1960 943">岩手県における新たなレベル分類の判断基準については、別表のとおりとし、県は、感染拡大期においてはレベル 3 に至らないようにすることを目的として、岩手緊急事態宣言を発出する。</p> <p data-bbox="1167 1007 1693 1038">（岩手緊急事態宣言発出の考え方）</p> <p data-bbox="1173 1054 1960 1230">県内において、感染拡大の傾向があると認められる以下の場合に、医療提供体制やクラスターの発生状況等を踏まえて、県対策本部長が総合的に判断する。</p> <ul data-bbox="1173 1246 1960 1326" style="list-style-type: none"> ・県内の直近 1 週間の対人口 10 万人当たりの新規感染者数が、15 人を越えた場合

(岩手緊急事態宣言解除の考え方)

県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 県内の直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が、10人を下回った場合
- ・ 新規感染者数の減少傾向が2週間程度継続した場合

(岩手緊急事態宣言解除の考え方)

県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ ~~県内の直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が、10人を下回った場合~~
- ・ ~~新規感染者数の減少傾向が2週間程度継続した場合~~

(参考) 岩手警戒宣言の発出及び解除

(岩手警戒宣言発出の考え方)

県内において、感染リスクが高まっていると認められる以下のような場合等に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 大都市圏や隣県において感染が拡大している場合
- ・ 県内において感染拡大の兆候が見られる場合
- ・ 県内において感染拡大が懸念される新たな変異株が確認された場合

(岩手警戒宣言解除の考え方)

県内において、上記の岩手警戒宣言発出の事由が無くなったと認められる場合等に県対策本部長が総合的に判断する。